

委員会設置規程

(目的)

第1条 本会を運営するために必要な委員会を設置できることを目的とする。

(委嘱)

第2条 各委員会における委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(任期)

第3条 各委員会における委員の任期は2年とする。

2 委員の任期は、委嘱後2年以内に終了する理事の任期の終了する時までとする。

3 ただし、各委員会設置規程において特に定めがない場合は、前項における任期が終了しても次の委員が委嘱されるまで任期は継続するものとする。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。